

速度取締り指針

七尾警察署の速度取締り重点

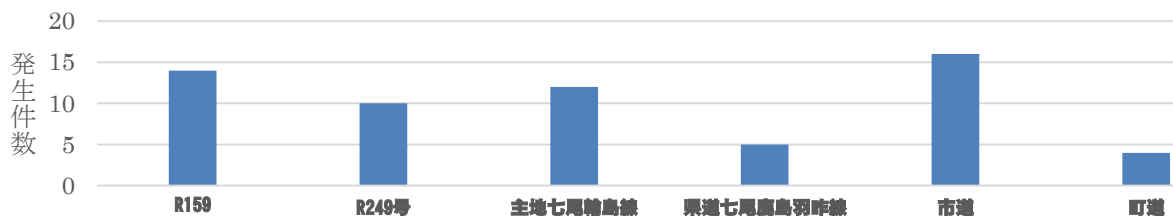
重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道 249 号	8:00～10:00 16:00～18:00	七尾市直津町・中島町地内	法定速度 指定速度（40km/h）

※ 重点路線以外の路線でも、場所・時間帯を選定した取締りを実施します。

七尾警察署管内における交通事故実態

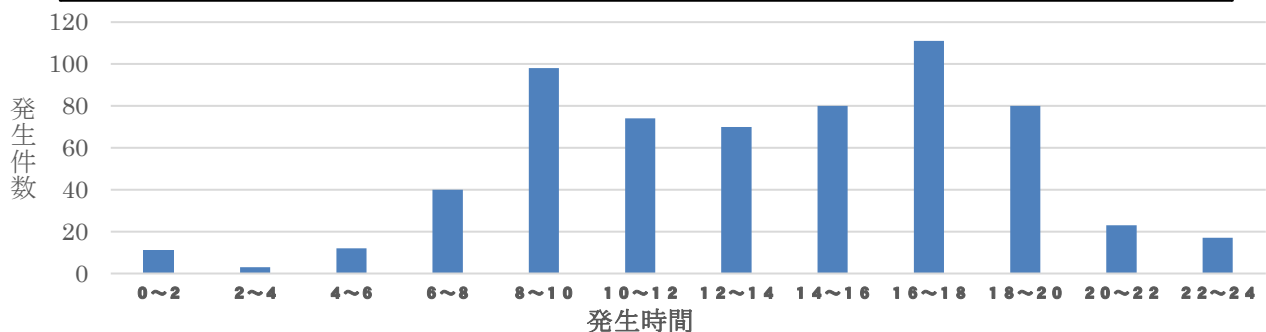
- 令和5年5月末時点での交通人身事故は、発生件数 **22 件**（－5件）、死者 **2 人**（－2人）、負傷者 **23 人**（－7人）、うち重傷者 **4 人**（－3人）となります。※（ ）内は前年同期との対比
- 事故の原因は、「前方不注意」、「動静不注視」、「安全不確認（不十分）」で全体の 59.1%を占めております。

路線別 交通人身事故の発生件数（令和2年～令和4年の各下半期合計）



能越自動車道との接続道路である国道 249 号は、七尾市直津町地内を始め、高速走行直後の「速度感覚の麻痺」が生じやすい区間であるほか、七尾市と穴水町をつなぐ七尾市中島町地内においても、信号交差点・横断歩道の設置が少ない区間であり、速度超過が予想されるため、同路線を重点として選定しました。

時間帯別 交通人身事故の発生件数（令和2年～令和4年の各下半期合計）



時間帯別では通勤・通学時間帯である「8:00～10:00」及び「16:00～18:00」での発生が多いため、同時間帯を重点時間帯に選定しました。

その他の交通違反指導取締り方針

近年、増加傾向にある対歩行者事故や出会い頭事故を抑止するため、交差点関連違反である横断歩行者妨害、信号無視、一時不停止等の違反を取り締まるほか、迷惑性が高い駐車違反、携帯電話違反、交通事故発生時の被害軽減効果を高めるためのシートベルト・チャイルドシート着用義務違反についても、指導取締りを強化していきたいと考えております。